

社会福祉法人やまゆり福祉会職員の職務専念義務免除規程

(平成19年度第4回理事会承認)

第1条 この規程は、社会福祉法人やまゆり福祉会の職員（以下「職員」という。）の職務に専念する義務の特例に関し規定することを目的とする。

第2条 職員は、次の各号の一に該当する場合において、理事長に届出て承認を受け、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 職員が、その職務と関連を有する他の法人又は地方公共団体の事業又は事務に従事する場合
- (2) 職員が、全国的或は地域的な組織の代表として、スポーツ大会、文化的な集会等に出場するために当該団体より出場についての依頼があった場合
- (3) その他特別の理由のある場合

第3条 職務に専念する義務が免除される期間は、免除される事由が消滅するまでとし、1年を超えないものとする。継続して免除される必要があるときは再度承認を受けなければならない。

(委任)

第4条 この規程の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成19年10月1日から施行する。